た制度的枠組みの整備も含め、総合的に措置を講ずる。

さらに、国内産地の振興、農林水産物の輸出に寄与するよう、優良品種の開発・普及に資する利用者に応じた戦略的な許諾料設定を推進するとともに、国外まで俯瞰して、知的財産の保護や管理を徹底しつつ、マーケットニーズに即応した知的財産の開発・普及を推進し、ロイヤルティ収入も利用して、知的財産の管理・活用、差別化・ブランド化を推進するとともに、新たな知的財産の創出につなげる。これらの保護・活用に当たっては、費用対効果や当該知的財産のライフサイクルを考慮しつつ推進する。

（４）付加価値の高い品目の輸出等

日本の優良品種は、海外でも高い評価を得ており、これらを積極的に導入し、更なる輸出につなげる取組が重要である。

また、海外現地において、日本産であることが適切に認知されず、その価値が市場で評価されない事例があるため、他国産との差別化やブランディングに一層取り組み、競争力を高めることが課題となっている。さらに、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向けた施策を一体的に実施し、「海外から稼ぐ力」を強化する必要がある。

このため、海外で稼げる価値・特性を有する品種の産地への導入を進めるとともに、認定品目団体による日本産品の統一マーク等の策定・普及、日本食品海外プロモーションセンター（以下「JFOODO」という。）による外国人向けに日本産品の価値を伝えるプロモーションを通じて、ジャパンブランドの構築を図ることで、日本産品の付加価値を高めつつ、その輸出等の促進を図るとともに、食品産業の海外展開及びインバウンドによる食関連消費の拡大に向け、関係省庁との連携を強化しつつ、輸出拡大との相乗効果の発揮を図る。

４　農作業安全の確保と農業生産工程管理及び衛生管理

（１）農作業安全

農業分野における就業者 10 万人当たりの死亡事故者数は増加傾向にあり、他産業と比べても高くなっている。また、死亡事故要因の６～７割を農業機械作業に係る事故が占めている状況が続いている。

こうした状況を踏まえれば、農作業安全については、農業の持続的な発展を図る前提として、農作業環境の安全対策の強化と農業者の安全意識の向上の二つの観点から、具体的な取組を進めていく必要がある。

このため、農作業環境の安全対策の強化に向け、農業機械について海外や他分野で装備されている安全装置等の装備化の推進、関係法令における規制への対応の徹底等を図る。また、農業者の安全意識の向上に向け、農業者に対する研修体制の整備と研修への参加促進、都道府県段階・地域段階における推進組織の活動の活性化等を推進する。

（２）GAP・HACCP の推進

GAP（ Good Agricultural Practices：農業生産工程管理 ）は、農業生産の各工程の実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動であり、その導入によって、農業経営の改善や効率化につながるものであることから、食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、人権保護、農場経営管理を含む国際水準 GAP を推進する必要がある。また、国際水準 GAP は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスの円滑な導入にもつながるものである。さらに、農産物の輸出に際して、実需者や一部の国から GAP 認証を求められる傾向があることから、日本産農産物のブランド力を維持・向上するため、GAP 認証の取得を推進する必要がある。国内においても、持続可能性や SDGs などへの関心の高まりを受け、一部の実需者において、青果物を中心に GAP 認証農作物の取扱いを拡大する動きがあるが、更に GAP 認証農産物の調達に取り組む実需者等を増加させる必要がある。

また、都道府県における GAP 指導員数は増加傾向にあるものの、地域での面的な GAP 普及を図るため、農業者団体や農協等の組織での取組を拡大する必要がある。

なお、畜産については、持続可能性に配慮した生産工程管理に加え、生産農場における、家畜の飼養衛生管理に関連する食中毒などの食品安全上のリスクについては、農場での管理も重要なことから、食品製造現場で取り組まれている危害要因分析・必須管理点（HACCP）の考え方を生産農場段階に採り入れて、飼養衛生管理手法を高度化していくことが必要である。

このため、地域で中核的な役割を果たす GAP 指導員の育成等を推進するほか、SDGs への貢献の観点から GAP の情報発信を行うことにより、実需者等の GAP への理解や活用の促進を図る。あわせて、輸出相手国からのニーズに対応した GAP 認証取得の促進を図る。

さらに、地域での面的な GAP 普及に向け、団体への認証取得を促すとともに、団体運営の円滑な実施に向けた取組を推進する。

また、畜産においても、持続可能性に配慮した生産工程管理である GAP に加え、畜産物の安全性確保のための高度な飼養衛生管理手法である農場段階の HACCP の普及・定着を図るとともに、認証取得等を一層推進する。

５　動植物防疫の確実な実施

（１）家畜伝染病への対応

我が国で発生していないアフリカ豚熱、口蹄疫等の越境性疾病の発生がアジア地域を中心に拡大しており、我が国への侵入リスクも高まっている。高病原性鳥インフルエンザは、2020 年以降世界的に流行しており、我が国でも毎シーズン野鳥、家きん農場で発生し、豚熱については、2018 年に飼養豚、野生イノシシで確認されて以降、我が国では断続的に発生している。

このような状況の中、飼養衛生管理の向上による家畜伝染病の発生予防を図るとともに、万が一、家畜伝染病が発生した場合でも、その影響を最小限にとどめるまん延防止措置を迅速に実施する必要がある。

このため、これまでの発生事例の検証や専門家による研究等で得られた知見やデータを基に、発生予防に必要なポイントに重きをおいた飼養衛生管理の不断の点検・向上等を推進する。さらに、万が一の発生に備え、早期の通報等による迅速な摘発、迅速かつ適切なまん延防止措置を進めるための準備、殺処分の影響緩